

有効期間満了日 平成34年3月31日

熊生企第142号

平成30年2月21日

見守りカメラ設置による通学路安全モデル事業の推進について（通達）

平成29年中に県下で認知した児童に対する声かけ等事案は300件を超え、その7割以上は登下校及び帰宅時に発生していることに加え、昨年3月には千葉県松戸市で通学途中の児童が殺害される事件が発生するなど、児童の身近な移動経路、特に通学路における安全の確保が強く求められている。

しかし、通学路における児童の安全については、これまで、防犯ボランティア団体等が行う見守り活動を始めとしたマンパワーにより確保してきたところが大きく、近年では、従事者の減少や高齢化等の課題も顕著となっており、新たな対策が求められている。

よって、警察で通学路安全モデル校区を指定し、熊本県防犯協会連合会の助成を受けて同校区に児童を見守るための防犯カメラ（以下「見守りカメラ」という。）を設置し、児童の安全・安心を願う学校、教育委員会、PTA、地域住民、企業、防犯ボランティアその他関係団体と連携して通学路における児童の安全を確保する事業を下記のとおり実施することとした。

各所属にあっては、かかる趣旨を十分認識の上、モデル校区指定に向けた関係団体への協力を推進し、モデル校区指定後の管轄警察署にあっては、本事業の実効性が高まるよう、推進要領に従い重点的な活動を推進されたい。

記

1 モデル事業の目的

本事業は、小学校の通学路に見守りカメラを設置するとともに、関係機関・団体が連携して、それぞれできることに取り組むことにより、通学路における児童の安全を確保することを目的として実施する。

2 事業期間

(1) 準備期間

平成30年3月1日から同月31日まで

(2) 募集期間

平成30年4月2日（月）から同年5月25日（金）まで

(3) モデル事業の実施期間

見守りカメラ設置の日から平成31年3月31日まで

3 事業内容

(1) モデル校区選定準備

上記準備期間中、警察本部生活安全企画課（以下「生活安全企画課」という。）において、県下の小学校に対して、熊本市教育委員会又は熊本県教育庁教育指導局体育保健課（熊本市内の小学校については熊本市教育委員会、その他の小学校については熊本県教育庁教育指導局体育保健課。以下「教育委員会等」という。）を通じて当該事業の予告通知を行い、応募を検討する小学校に対し、周到な通学路点検による危険箇所や見守りカメラの設置可能場所についての把握を促す。

(2) モデル校区の募集

上記募集期間中、生活安全企画課において、県下の小学校に対して、教育委員会等を通じて、モデル校区の募集を行う。

募集校区は、熊本県内の小学校の1校区とする。

各小学校において、通学路点検結果等を基に応募を検討し、教育委員会等が応募校区を集約して生活安全企画課へ報告するものとする。

(3) モデル校区の決定

生活安全企画課は、応募小学校について、同校区を管轄する警察署と連携して

- 校区内の犯罪や声かけ事案の発生状況
- 小学校、校区内ボランティア等による当該施策への取り組み意欲
- 危険箇所への見守りカメラ設置により期待される効果
- 具体的な見守りカメラの設置場所、管理者、維持費の負担等の予定
- 周辺における連携可能な防犯カメラの設置状況

等を基準として審査し、6月末までに応募校区の中から1校区をモデル校区に決定し、同校区の管轄警察署及び教育委員会等を通じて当該小学校に通知するとともに、広報を行う。

(4) 見守りカメラの設置

小学校・警察が連携して、モデル校区通学路上の危険箇所周辺の既設防犯灯、公民館等の公的施設、幼稚園等当該施設においても見守りカメラ設置が有用な施設、モデル事業の趣旨に賛同しカメラ設置に協力する事業者等を選定し、維持費の負担等を含めて設置交渉を行い、見守りカメラを設置する。

設置費用については、熊本県防犯協会連合会から地域防犯活動事業の一環として設置費用の助成を受け、拠出する。

また、公道等公共の場所を撮影することから、小学校、PTA、地元防犯ボランティア団体等と連携し、地区住民等に対する説明を行うものとする。

見守りカメラの設置場所の提供、維持費の拠出等、協力が顕著な企業等については、同意を得た上で、地域貢献企業として県警ホームページへ掲載するなど、地元企業に対しても、積極的な連携・協力を促す。

設置は、夏休みが終了する8月末までには終了するものとする。

4 管轄警察署における推進要領

(1) 周辺防犯カメラとの連携運用

見守りカメラのみで通学路全体をカバーすることは困難であることから、生活安全企画課と協力し、周辺の防犯カメラの設置状況を確認し、管理者に対して本事業の趣旨を説明し、見守りカメラに準じた活用を依頼し、本事業の効果を高めること。

(2) ステッカー表示による地域の意識高揚

事業に伴い作成するモデル校区のステッカーを、校区内のこども110番の家、協力企業、関係団体等に配布して表示を依頼し、連帯感、参加意識を高め、地域一帯となった取組みとなるよう更なる協力を促進すること。

(3) 不審者情報の共有

公表できる情報については、ゆっぴー安心メールはもとより、学校のネットワークを活用するなどして管内に情報発信し、もって、関係者によるわいせつ・声かけ事案や不審者情報の共有を促進すること。

(4) 地域と警察が連携した見守り活動の促進

本事業と連携し、通学時間帯の合同パトロール等、従来の警察とボランティアが連携した目に見える見守り活動・パトロールも継続して推進すること。

(5) 広報の推進

適時適切な広報に努め、当該校区が子供の安全対策への意欲が高いことを示して、関係者・団体の自主防犯活動の気運を高めると共に、犯罪者が近寄りがたい雰囲気を醸成すること。

(6) アンケート調査の実施

施策の問題点の検証に活用するため、別添のアンケート調査用紙を、あらかじめ、モデル地区内のPTA、ボランティア、小学校等に配布し、改善すべき点、効果が認められる点等について、気づいた時点で随時、FAX、郵送又は管轄警察署を経由する等して生活安全企画課へ提出することを要請すること。